

# 日本標準産業分類

## — 第 I 卷 —

分類項目名，説明及び内容例示

(1951年4月改訂)

統計委員会・産業分類

専門部会編集

---

1951年4月

## 序

わが國の統計も終戦後相當の改善を見つゝあることは、御同慶に堪えない。1950年には世界センサスの一環として、わが國でも初めて大規模な各種のセンサスが施行される。これを世界的水準に持つてゆくには、色々の研究を必要とするが、質的な調査事項を適當な同質のグループに細分して、利用に供することは、大切なことでもあり、また、むずかしいことでもある。ことに國際性をもつ統計にあつては夙にこの必要を感じて、國際死因分類、國際産業分類、國際職業分類等が作成されている。ベルチヨン氏のごときは第一次世界大戰前既にこの種の分類を發表している。

統計を利用する者にとつても各分類項目の意味と、その中に含まれているものを知らなければ、利用をあやまることがある。さいわいに昨年アメリカからこの方面の専門家が來朝され、その指導を受けることとなつたので、この二箇年間、統計委員會を中心に朝野の専門家によつて研究の上、作成されたのがこの標準産業分類である。

今後わが國で個人又は事業所の經濟活動を區分する場合にはこの標準分類によるか、これと比較できるように、集約又は細分したものによるかにしたいと思うので、完全とはいへ難いが廣くこの體系を熟知して頂くために、とりあえずこゝに印刷に附した次第である。

もし、この分類が各調査機關で用いられることになれば、國內的に比較できるばかりでなく、廣く國際的にも連繫を持つことになり、すばらしい結果をもちきたすことであらう。

今後各方面の御協力によつてこれを育成し、更に一層完全なものにしたいと念願している。

昭和24年12月20日

統計委員會委員長 大内 兵衛

# 緒 言 目 次

第一章 標準産業分類作成要旨	1
第二章 標準産業分類改訂要旨	3
第三章 分類上の一般原則	6
第一項、事業所の定義	9
第二項、産業分類適用の単位	10
第三項、事業所の産業は主要業務により決定される	11
第四項、附随事業所の産業は主事業所の産業に分類される	12
第四章 本分類に採用した十進分類法	12
第五章 標準産業分類各項目名と説明及び内容例示	13
第六章 従来分類と比較して著しく異なる点	13
第七章 産業分類に関する政令及びその解説	14
一、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令（抄）	14
二、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令の第二條（産業分類関係） 及び第四條（特例）の解説	14
三、統計委員会が告示した産業分類	16